

広報

すすかかめやま

地区広域連合

8

2024

Summer

No.
70

目次

介護保険のお知らせ

・介護保険制度について P2～3

・介護保険負担限度額認定について P4～6

広域連合議会の動き P7

情報公開制度の実施状況・個人情報保護制度の運用状況 P7

令和5年度下半期財政状況 P8

亀山公園わんぱく広場(亀山市若山町)

令和6年3月にリニューアル工事が完成し、県内最大級のローラースライダーやインクルーシブ遊具が設置されるなど、だれもが楽しめる公園となりました。

介護保険制度について

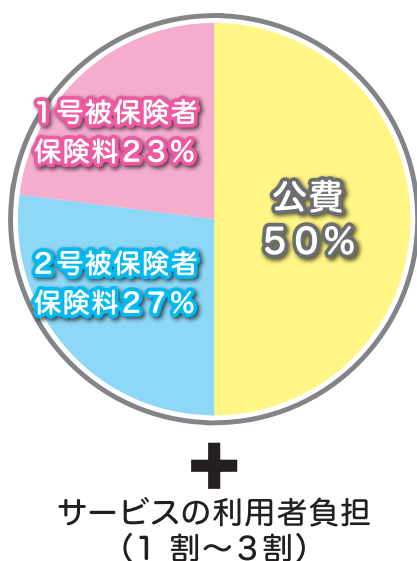
介護に関する問題は誰にでも起こり得る切実な問題です。介護保険制度はこの問題を解決していくための制度です。社会全体で支え合うことを目的として、40歳以上の皆さんで制度を支えています。ここでは、介護保険制度の「保険料」、「第1号被保険者の保険料の納め方」、「滞納者に対する保険給付の制限」についてお知らせします。

介護保険料について

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と国・県・市の負担金を財源として運営しています。
皆さんに納めていただく保険料は、介護保険事業の運営にかかわる大切な財源です。

サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用することができるように、納期限までの保険料の納付をお願いします。

介護保険の財源



介護保険の加入者(被保険者)とは？ ～第1号と第2号の違い～

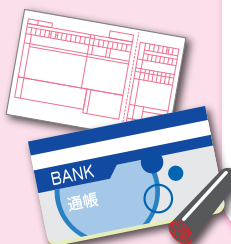
	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)
保険料の 算定	広域連合が算出した「基準額」を基に、所得に応じて決まります。決定した保険料は、お住まいの市から通知されます。	加入している医療保険の算定方法により決まります。
保険料の 納付方法	年金からの天引き(特別徴収)と納付書による納付(普通徴収)があります。	医療保険料と一括して納付します。

第1号被保険者の保険料の納め方について

65歳以上の方の介護保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書・口座振替により納付する「普通徴収」があります。

普通徴収の対象者は次の方です。

- ・ 65歳になった方(特別徴収開始まで6か月～1年かかります。)
- ・ 鈴鹿市、亀山市外から転入してきた方
(特別徴収開始まで6か月～1年かかります。)
- ・ 介護保険料が増額または減額になった方
- ・ 年金の年額が18万円未満の方
- ・ 年金が停止または一時停止(減額)された方
- ・ 対象年金を受給していない方



普通徴収の期間は、納付書でのお支払いをお願いします。(市役所、金融機関、コンビニエンスストアの窓口のほか、スマートフォンなどのアプリを使用して納付することができます。)

なお、納付忘れの心配のないよう、「口座振替」をご利用いただくと便利です。

保険料を滞納すると、サービス利用時の自己負担が大きくなる可能性があります。

介護サービスを利用した方は、1～3割の利用者負担額を支払っていただき、残りの7～9割については、保険給付として広域連合からサービス提供者に支払われています。財源は皆さんに納めていただく保険料です。保険料を納めていただかないと、介護保険制度の運営に支障をきたします。そのため、介護保険制度には、滞納期間に応じて次のような措置が定められています。

保険料の滞納者に対する保険給付の制限について

➡ 保険料を **1年以上滞納** している場合

介護サービスの**費用全額を一旦利用者が負担**し、申請により後で保険給付分(9割～7割)が支払われます。この措置は、介護認定日の翌月から開始となり、滞納保険料の完納などにより終了となります。



➡ 保険料を **2年以上滞納** している場合

介護サービスを利用するときの**利用者負担が3割**(3割負担の方は4割)に**引き上げ**られ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

この措置は、介護認定日の翌月から開始となり、**時効により納められない期間が長いほど、適用期間は長くなります**。保険料の納付には時効があり、2年を過ぎると、保険料を納めることができなくなります。

この2つの措置は、同時に適用となることもあります。保険料を滞納すると、将来、介護サービスを利用したいときに負担が増えることになります。

特に普通徴収の対象者は**納付忘れのないよう**にご注意ください



～65歳以上の方の介護保険料を改定します～

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定しています。その計画の中で、要介護・要支援認定者数やサービス量の見込みから必要となる事業費をもとに、65歳以上の方の介護保険料を定めています。

第9期(令和6～8年度)の介護保険料基準額 (月額) 6,255円
(年額) 75,060円

介護保険料の納付についてのご相談は、お住まいの市の下記担当までお早めをお願いします。

鈴鹿市にお住まいの方

鈴鹿市 長寿社会課 Tel:059-382-7935

亀山市にお住まいの方

亀山市 市民課 Tel:0595-84-5005

令和6年度 介護保険負担限度額認定について

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所サービス(ショートステイ)などを利用する際、負担限度額の認定を受けた人は、食費及び居住費(滞在費)の負担軽減を受けることができます。

まずは、介護保険負担限度額認定を受けるための要件から説明します。



次の要件をすべて満たす必要があります

- 1 本人、配偶者(別世帯の配偶者及び事実婚・内縁関係にある方も含む)及び世帯全員が市町村民税非課税であること
- 2 預貯金などが、基準額を超えていないこと



所得の状況ごとに設けられた預貯金などの基準額と、それに応じた利用者負担段階は、次のとおりです。

所得の状況		預貯金などの基準額	利用者負担段階
生活保護受給者			第1段階
本人、配偶者 及び世帯全員 が市町村民税 非課税	老齢福祉年金の受給者	単身 1,000 万円以下 (夫婦 2,000 万円以下)	第1段階
	第2号被保険者 (65 歳未満の被保険者)		※
	課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80 万円以下の人	単身 650 万円以下 (夫婦 1,650 万円以下)	第2段階
	課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80 万円超 120 万円以下の人	単身 550 万円以下 (夫婦 1,550 万円以下)	第3段階①
課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120 万円超の人		単身 500 万円以下 (夫婦 1,500 万円以下)	第3段階②

※ 第2号被保険者(65 歳未満の被保険者)の利用者負担段階は、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額に応じて決まります。

利用者負担段階については、必ず介護保険負担限度額認定の結果通知でご確認ください。



次に、認定を受けるための申請の方法について説明します。



申請には次の書類を提出してください

・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書(令和6年度用)

鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます。また、鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課窓口でお渡しします。

・本人及び配偶者の預貯金などに関する通帳などの写し

ただし、生活保護を受給している方は、提出不要です。

介護保険負担限度額認定証は、クリーム色です。
有効期間は、申請月の1日から翌年の7月31日までです。

令和5年度介護保険負担限度額認定をお持ちの方で、8月以降も継続して認定を受けようとする場合は、必要書類を揃え **8月30日(金)まで(必着)** に、鈴鹿亀山地区広域連合に申請してください。



対象となる預貯金などの資産状況の具体的な例と必要書類の例

預貯金などに含まれるもの	申請に必要な書類(例)
現金(タンス預金も含む)	なし(自己申告)
預貯金(普通、定期)	所有する全ての口座に関して、口座名義や口座番号などが分かるページ、最終記帳ページ(申請日から2か月前までの期間に記帳したもの)、定期預金明細ページ、または証書の写しなど
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	銀行、証券会社、信託会社などの口座残高の写しなど ※時価評価額がわかるもの
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写しなど
負債(借入金、住宅ローンなど) ※預貯金などから差し引きます	残高証明書など(太陽光発電や貸家のローンなどの収入が生じるものに関する負債は対象外です)

※生命保険(個人年金、学資保険、養老年金などを含む)や自動車は対象外

提出先

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ(郵送可)
〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所 西館3階

令和6年8月から、居住費(滞在費)の基準費用額及び負担限度額が変わります

国の介護保険制度の改正により、居住費(滞在費)の基準費用額及び負担限度額が1日につき60円引き上げられ、下の表のとおりになります。

● 基準費用額

(国が施設における食費・居住費などの平均的な費用を勘案して定める一日当たりの金額)

ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室		食費
		介護老人福祉施設と 短期入所生活介護	それ以外	介護老人福祉施設と 短期入所生活介護	それ以外	
2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円

● 居住費(滞在費)の一日当たりの負担限度額

利用者負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室
			介護老人福祉施設と 短期入所生活介護	それ以外	
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円

※ オレンジ色の枠線内 が、変更のある部分です。

● 食費の一日当たりの負担限度額

利用者負担段階	施設サービス (介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設・ 介護医療院など)	短期入所サービス (短期入所生活介護・ 短期入所療養介護)
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	650円	1,000円
第3段階②	1,360円	1,300円



7月臨時会

令和6年7月10日開催の7月臨時会で、次の議案が原案のとおり決定されました。
議案第12号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

広域連合議会議長には鈴鹿市議会選出の船間涼子議員が当選され、監査委員には鈴鹿市議会選出の山口善之議員が選任されました。

また、副議長は引き続き、亀山市議会選出の草川卓也議員が務めます。



議長
船間 涼子 議員



副議長
草川 卓也 議員



監査委員
山口 善之 議員



議会風景 (R6.7.10)

鈴鹿亀山地区広域連合議会議員名簿(議席順・敬称略)

鈴鹿市議会選出議員

加藤 公友	中西 大輔
田中 通	森 喜代造
高橋さつき	水谷 進
山口 善之	船間 涼子

亀山市議会選出議員

櫻木 善仁
草川 卓也
新 秀隆
服部 孝規

情報公開制度の実施状況・個人情報保護制度の運用状況 総務課 059-369-3200

令和5年度における情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について公表します。
なお、広域連合長以外の実施機関に対する請求はありませんでした。

【情報公開制度実施状況】

1 公文書の開示請求件数 1件

公開	部分公開	非公開	存在応答拒否	不存在
1件	0件	0件	0件	0件

2 審査請求の件数 0件

【個人情報保護制度運用状況】

1 個人情報の開示請求件数 2件

開示	部分開示	不開示	存在応答拒否	不存在
2件	0件	0件	0件	0件

2 個人情報の訂正請求件数 0件

3 個人情報の利用停止請求件数 0件

4 審査請求の件数 0件

令和5年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、令和6年3月31日現在の財政状況をお知らせします。

1 一般会計【執行状況】

歳入

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	168,850	144,039	85.3
国庫支出金	117,572	118,583	100.9
県支出金	60,947	57,779	94.8
繰越金	62	62	100.0
諸収入	2	10	500.0
繰入金	55,462	0	0.0
合 計	402,895	320,473	79.5

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

歳出

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
議会費	780	397	50.9
総務費	77,919	63,276	81.2
民生費	296,249	271,214	91.5
商工費	26,264	23,530	89.6
諸支出金	1,483	0	0.0
予備費	200	0	0.0
合 計	402,895	358,417	89.0

2 介護保険事業特別会計【執行状況】

歳入

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,440,348	4,484,374	101.0
分担金及び負担金	2,954,301	2,768,189	93.7
使用料及び手数料	10	0	0.0
国庫支出金	4,077,981	4,088,474	100.3
支払基金交付金	5,150,031	4,904,176	95.2
県支出金	2,763,652	2,732,348	98.9
繰入金	586,478	191,985	32.7
繰越金	444,912	444,911	100.0
諸収入	898	4,254	473.7
合 計	20,418,611	19,618,711	96.1

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

歳出

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
総務費	506,364	339,654	67.1
保険給付費	18,206,593	16,230,376	89.1
地域支援事業費	1,120,945	740,427	66.1
公債費	100	0	0.0
諸支出金	579,609	27,293	4.7
予備費	5,000	0	0.0
合 計	20,418,611	17,337,750	84.9

3 財産

(単位 千円)

基 金	現在高
介護給付費準備基金	2,259,973



4 公金の運用状況【歳計現金・基金などの保管状況】

(単位 千円・%)

運用の種類	金額	利率	備考
普通預金	2,258,152	0	指定金融機関
普通預金(介護給付費準備基金)	2,259,973	0	指定金融機関

発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp